

## 令和6年度菊陽町DX人材育成研修業務委託仕様書

菊陽町では、菊陽町デジタルファースト推進計画に基づき、デジタル技術を使った行政サービスの再構築や組織文化の刷新など大胆な変革を行い、それを住民の生活の質（Quality of Life: QOL）の向上につなげていくための取組を実施しています。

本業務は、職員の中から自治体DXを強力に推進する「DX推進リーダー」を育成するための研修を、外部の専門組織に委託するものです。

### 1 件名

令和6年度菊陽町DX人材育成研修業務委託

### 2 委託期間

契約書に定める日から令和7年3月31日まで

（ただし、研修は令和7年2月28日までに終えること。）

### 3 履行場所

熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場内

### 4 委託項目

「菊陽町DX人材育成方針」及び「菊陽町DX人材育成プログラム（改訂素案）」（以下「プログラム改訂素案」という。）を踏まえ、「DX推進リーダー」を育成するための研修を実施すること。

#### （1）菊陽町DX人材育成プログラム改訂案の作成

- ① 本仕様書と同時に提供しているプログラム改訂素案を基に、菊陽町CIO補佐官と協力しながら、本事業を実施するベースとなる改訂案を作成すること。
- ② 改訂案の作成に当たっては、昨年度実施したDX人材育成研修により育成したDX推進リーダーのスキルレベルを引き上げる視点を持つこと。

#### （2）研修内容の企画立案

- ① 職員のDXに関する知識と意識を引き上げるべく、研修内容の方向性を、菊陽町DX人材育成プログラム改訂案に基づき提案すること。
- ② 提案に当たっては、一般行政職員をDX面で引っ張る人材となるDX推進リーダーを育成する基礎的なテーマ並びにやや高度な内容をテーマとした研修及び昨年度DX推進リーダーとなった者の更なるスキルアップを目的とした研修の3階建てとすること。

- (3) 研修の実施
  - ① (2)で提案し、町の下承が得られた内容に対し、カリキュラム作成、講師手配、資料作成等を行い、研修を実施すること。
  - ② 研修の際の進行管理を担うこと。
- (4) 提案事項
  - 前述(1)～(3)を、より効果的に実施するために、見積の範囲内で行うことができる提案事項があれば、同時に提案すること。
- (5) 留意事項
  - ① 原則として、菊陽町役場において講師が研修を行う対面型とすること。
  - ② 講師が遠方にいることや講師のスケジュールの都合等の理由で対面型での研修を行うことが困難であり、かつ、その研修の内容がオンラインでも十分効果を発揮できるものである場合は、オンラインでの実施も可能とする。
  - ③ その他運用上の詳細については、契約後に双方の協議により定める。

## 5 委託条件

- (1) 研修開催回数
  - 研修開催回数は、15回以上を基本とする。
- (2) 研修の種類
  - 研修は、DX推進リーダー(初級)育成2コース10コマ以上、DX推進リーダー(中級)1コース5コマ以上とすること。
  - ※初級育成コースは、基礎コース5コマ以上、応用コース5コマ以上で構成すること。
  - ※コースの名称は便宜的なものであり、変更してもよい。研修内容の難易度によりコースを分けることで受講しやすい環境を作る意図である。
- (3) 研修の内容
  - プログラムに定めた人材の種類ごとに求めるスキルを身に付けられるよう、講義や演習を組み合わせたり、受講の順序を考慮したり、工夫した研修内容とすること。

## 6 成果物

事業実施報告書及び研修で使用した資料一式のデータを納品すること。

## 7 その他

- (1) 町の条例、規則等を遵守し、菊陽町デジタルファースト推進計画その他本町から提供する資料を踏まえ、本町の現状を把握した上で実施すること。

- (2) 業務体制に変更や見直しがある場合は、随時、報告を行うこと。
- (3) 随時、町と受託者により日程や研修内容などの打合せを行いながら業務を実施すること。
- (4) 研修に必要な備品類としては、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル、23型モニター若干数は、町のものを利用できる。
- (5) 原則として再委託は認めないものとする。ただし、合理的な理由があり、事前に文書により町の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (6) 受託者は本契約の履行に当たり、履行中に知り得た情報（個人情報を含む。）を正当な理由なく他に開示し、又は自らの利益のために利用してはならない。契約終了後又は契約解除後においても同様とする。
- (7) 本業務の成果物の一切の権利は、本町に帰属するものとする。ただし、受託者が、本業務と類似の業務を他の地方公共団体で行う場合（受託前に参考資料として提供することを含む。）においては、町の承諾なく成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られたアンケート結果等を含む。）を当該地方公共団体に閲覧させることができる。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、町及び受託者で協議の上決定する。